

新旧対照表（測量業務共通仕様書）

旧（令和 5 年 10 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
測量業務共通仕様書 平成 2 3 年 5 月一部改正 平成 2 4 年 2 月一部改正 平成 2 9 年 4 月一部改正 令和 2 年 1 0 月一部改定 令和 3 年 1 0 月一部改定 令和 5 年 1 0 月一部改定	測量業務共通仕様書 平成 2 3 年 5 月一部改正 平成 2 4 年 2 月一部改正 平成 2 9 年 4 月一部改正 令和 2 年 1 0 月一部改定 令和 3 年 1 0 月一部改定 令和 5 年 1 0 月一部改定 令和 6 年 1 0 月一部改定	

新旧対照表（測量業務共通仕様書）

旧（令和 5 年 10 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
第 102 条 用語の定義 34.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	第 102 条 用語の定義 34.「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	修正
第 118 条 成果物の提出 4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・<u>令和 3 年</u> 3 月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】」に基づくものとする。	第 118 条 成果物の提出 4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・<u>令和 6 年</u> 3 月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】」に基づくものとする。	修正